

青森県報

号外第二十五号

平成十八年
三月三十一日
(金曜日)

目次

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例……………(税務課) ……一
 青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(同) ……四
 青森県病院事業条例等の一部を改正する条例……………(医療業務課) ……五

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十八号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項の表第一号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本金の額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第二号から第四号まで及び同条第三項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第五十六条第一項第一号口中「資本金の額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同項第三号中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保

険業」に改め、同条第二項中「資本金の額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同条第四項中「定が」を「定めが」に、「本節中法人に関する規定をこれに」を「この節の規定を」に改め、同条第五項中「行なう」を「行う」に、「本節」を「この節」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第五十八条第一号口中「資本金等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第三号中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める。

第五十九条第二項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める。

第六十条第一項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同項第一号口中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第三項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第四項中「資本金の額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第一号口中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第六十三条第一項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第九十三条の四第一項、第八項及び第十項中「本条」を「この条」に改め、同条第十二項中「本条」を「この条」に、「地方公共団体その他政令第三十九条の四の二に規定する者」を「又は地方公共団体」に改め、同条第十四項中「本項」を「この項」に改める。

第一百五十四条第二項中「及び次条第六項」を「並びに次条第一項(法第一百五十五条第四項ただし書の規定の適用により自動車税が課されることとなる場合に限る。）」及び第六項」に改める。

第一百五十五条第二項中「又は第十三条」及び「(法第一百五十五条第四項本文の規定が適用されるものを除く。）」を削り、同条第三項中「又は第十三条」を削る。

附則第三条の三第一項中「三十五万円を」を「三十二万円を」に改める。

附則第八条の四第一項第一号中「資本金の額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同条第二項中「資本金の額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める。

附則第九条の三第一項中「各年度分」を「年度分」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成七年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

附則第九条の三第一項第三号から第五号までを削り、同条第二項の表以外の部分を次のように改める。

電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して政令附則第十条の二に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が地方税法施行規則附則第五条の二第一項に規定する許容限度（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので同条第二項に規定するものに対する第百五十二条の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第九条の三第三項中「低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして政令附則第十条の二第二項に規定するもの（第五項において「優良低燃費車」という。）のうち、「を」を「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定する許容限度（第五項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）」を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車で同条第五項」を「も」で地方税法施行規則附則第五条の二第四項に改め、「及び電気自動車等」を削り、同条第四項の表以外の部分を次のように改める。

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの（第二項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百五十二条の規定の適用に

ついては、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第九条の三第五項中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で地方税法施行規則附則第五条の二第七項を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第六項」に、「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で同条第八項」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので同条第七項」に改め、同条第六項を削る。

附則第十一条第二項中「電気を動力源とする自動車で地方税法施行規則第十二条第一項に規定するものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第二項に規定するものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第三項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、同条第四項に規定するもの」を「附則第九条の三第一項に規定する電気自動車等」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第十二条の二の二第五項に規定するもの（以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、附則第九条の三第二項に規定するエネルギー消費効率が同項に規定する基準エネルギー消費効率以上のもので同令附則第十二条の二の二第六項に規定するもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（前二項又は法附則第三十二条第六項若しくは第七項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月

三十一日までの間に行われたときに限り、第九十三条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で同令附則第十二条の二の第七項に規定するものにあつては、百分の二）を控除した率とする。

附則第十二条中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の見出しを「（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）」に改め、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「不動産の」を「住宅又は土地の」に改め、同条第二項中「不動産」を「住宅又は土地」に改める。

附則第十三条の二第一項中「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」を「平成十八年一月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改める。

附則第十三条の四中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「同条第一項」を「同項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の青森県県税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第三条の三の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

4 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

5 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条に規定する特定保険業についての改正後の条例第五十六条第一項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項第三号の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる事業とみなす。

（不動産取得税に関する経過措置）

6 次項から附則第十一項までに定めるものを除き、改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 改正前の青森県県税条例附則第十二条の二の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の三」とあるのは「百分の三・五」とする。

8 改正後の条例附則第十三条の二第一項の規定は、平成十八年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

9 次項に定めるものを除き、改正後の条例附則第十三条の二第二項の規定は、平成十八年一月一日以後の改正後の条例第九十三条の二第一項に規定する不動産の取得又は改正後の条例附則第十三条第三項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

10 平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日までの間において、改正後の

条例附則第十三条第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合であつて、かつ、平成十八年一月一日以後に同項に規定する土地の取得が行われた場合において、同項第一号又は第二号に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該土地が地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十七条の二第一項の修正基準）によつて決定した価格）中に改正後の条例附則第十三条の二第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける改正後の条例附則第十三条第三項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「登録された価格」とあるのは「登録された価格（当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格（当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）」とする。

11 前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例附則第十三条第三項の規定により知事が土地の価格を決定する場合において、当該土地が地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例附則第十三条第三項の規定の適用については、同項中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十七条の二第一項の修正基準」とする。

12 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例

による。

13 改正後の条例附則第十一条第四項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の改正前の青森県条例附則第十一条第四項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

14 不動産取得税減免条例の一部改正（不動産取得税減免条例の一部改正）
附則第二項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「不動産」を「住宅又は土地」に改める。

15 次項に定めるものを除き、前項の規定による改正後の不動産取得税減免条例附則第二項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税の減免については、なお従前の例による。

16 附則第十四項の規定による改正前の不動産取得税減免条例附則第二項の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の三」とあるのは「百分の三・五」とする。

青森県条例の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十九号

青森県条例の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県条例の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一

部を次のように改正する。

第二条中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。
附則第五項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「不動産の」を「土地の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 次項に定めるものを除き、改正後の青森県税の特別措置に関する条例附則第五項の規定は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の青森県税の特別措置に関する条例附則第五項の規定は、家屋の取得が施行日から平成十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」と、「百分の〇・三」とあるのは「百分の〇・三五」とする。

青森県病院事業条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十号

青森県病院事業条例等の一部を改正する条例

(青森県病院事業条例の一部改正)

第一条 青森県病院事業条例(昭和三十九年四月青森県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表診療料の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月十六日厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年三月六日厚生労働省告示第九十二号)」に、「(平成六年八月五日厚生省告示第二百三十七号)」を「(平成十八年三月六日厚生労働省告示第九十九号)」に改

め、「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療の給付として行われる診療にあつては老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成六年三月十六日厚生省告示第七十二号)中別表第一老人医科診療報酬点数表及び別表第二老人歯科診療報酬点数表に係る算定基準並びに老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成六年八月五日厚生省告示第二百五十三号)により算定した額、」を削る。

(青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例及び青森県家畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月十六日厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年三月六日厚生労働省告示第九十二号)」に改める。

- 一 青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例(昭和五十一年三月青森県条例第一号)別表第七号
- 二 青森県家畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例(昭和五十一年三月青森県条例第二号)別表第三号

(青森県医療療育センター条例の一部改正)

第三条 青森県医療療育センター条例(平成十四年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表診療料の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月十六日厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年三月六日厚生労働省告示第九十二号)」に、「(平成六年八月五日厚生省告示第二百三十七号)」を「(平成十八年三月六日厚生労働省告示第九十九号)」に改める。

(青森県立精神保健福祉センター条例の一部改正)

第四条 青森県立精神保健福祉センター条例(平成六年三月青森県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表診療料の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月十六日厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年三月六日厚生労働省告示第九十二号)」に改め、「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療の給付として行われる診療にあつては老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成六年三月十六日厚生省告示第七十二号)中別表第一老人医科診療報酬点数表に係る算定基準により算定

した額、「を削り、「あつては知事」を「あつては知事」に改める。
附 則
この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭